

ネットショッピングなどで**事業用の支払い**をしている方、**電子メール**で**請求書等**をやり取りしている方は、**ご注意ください!**

**令和6年1月1日**から、**電子的に授受した取引情報**（インターネット画面やファイル、電子メール等で受け取った請求書など）の**データを紙に印刷して保存**するだけでは**保存義務違反**となります。

## これだけはやっておこう **電子帳簿保存法セミナー**

令和4年1月1日の電子帳簿保存法改正に伴い電子化要件が大きく緩和されるとともに、電子取引のデータ保存が義務化となります。そのため、2年間の宥恕期間が明ける令和6年1月1日から取引先から電子的に授受（電子メールに添付されているPDFファイルやメール本文、インターネット上でダウンロード等）する請求書や領収書などは法令要件に従って保存する義務が生じます。

本セミナーでは、多くの方に影響がある「電子取引データ保存」にテーマを絞り、特にネット通販を行っている方向けにわかりやすくお伝えします。

**日時** 令和5年9月25日(月)14:30～15:30(予定)

**場所** 塩沢商工会館 研修室

**講師** 新潟県よろず支援拠点コーディネーター  
税理士・中小企業診断士 **渡邊 重仁 様**

**参加費** 無 料

**定員** 25名(先着順)

**内容** 電子帳簿保存法とは  
電子データで授受した領収書等の取り扱い  
最低限これだけはやっておこう・・・など



渡邊重仁 様  
税理士と中小企業診断士の資格を有し、税務をはじめ企業診断や経営コンサルタントなど幅広い知識により県内中小企業への指導を行っている。

**申込み** 下記 参加申込書により FAX または右記の QR コード、お電話(025-782-1206)でお申し込みください。



**その他** 受講票はお出ししません。定員超過によりお受けできない場合のみご連絡いたします。コロナの影響など開催日までの状況変化により、中止となることもありますのでご承知おきください。

切り取らずにこのまま送信してください

### セミナー参加申込書 塩沢商工会 行 (FAX: 025-782-4044)

事業所名	参加者名	お電話番号(ご連絡先)
		- -

※ご記入いただいた情報は、主催者からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、セミナー参加者の実態調査・分析のために利用することがあります。

主催：新潟県よろず支援拠点・塩沢商工会・六日町商工会